

医療法人等にかかる所得金額の計算書

記載の手引き

1 この計算書の用途等	1ページ
2 「医療法人等にかかる所得金額の計算書(本表)」の記載のしかた.....	1ページ
3 「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表)」の記載のしかた	2ページ
4 その他の収入に含まない収入金額.....	3ページ
5 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点(取扱一覧表).....	3ページ
6 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分	5ページ
7 よくあるご質問	6ページ

確定申告書の添付書類

医療法人等の確定申告書提出時には、下記の書類を添付してください。

- 医療法人等にかかる所得金額の計算書
(社会保険分の医療収入、その他の収入等の区分がわかる資料)
- 法人税法施行規則 様式 別表4の写し
- 決算報告書(貸借対照表・損益計算書)
- 雜益、雑損失等の内訳書の写し
- 消費税申告書の写し(消費税課税事業者の場合のみ)

※書類の添付が確認できない場合、後日提出依頼のご連絡をさせていただきます。

1 この計算書の用途等

「医療法人等にかかる所得金額の計算書」は、以下の法人が法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を奈良県に提出する場合に添付してください。

- (1)医療法人
- (2)医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除きます。)
- (3)公益法人等で医療事業を行うもの

ただし、次に掲げる法人は添付を要しません。

- 主たる病院・診療所等が奈良県以外の都道府県にある医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の規定の適用を受ける医療法人(以下「特例適用法人」といいます。)
特例適用法人は、「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税の明細書別表十(七)をあわせて提出してください。

なお、主たる病院・診療所等が奈良県にある法人には、申告内容についての聞き取りや、関係資料の確認調査を行うことがあります。

2 「医療法人等にかかる所得金額の計算書(本表)」の記載のしかた

「総所得金額①」欄	「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」(以下「第6号様式別表5」といいます。)の「再仮計」欄の金額を記載してください。なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「医療保健業の所得金額②」欄	次の「その他の事業の所得金額③」欄及び「土地譲渡益等④」欄に記載すべき金額がある場合、総所得金額から③欄及び④欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。
「その他の事業の所得金額③」欄	<p>医療保健業とその他の事業とをあわせて行っている場合は、次の点に留意して記載してください。</p> <p>1 区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額または欠損金額は「②」欄及び「③」欄に記載してください。</p> <p>2 共通損益のあん分 区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準(売上金額から商品仕入高または外注費を控除した額、売上総利益の額、専属経費の額等)によってあん分してください。</p> <p>(注)他の事業が軽微な場合 他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表)」の「他の収入金額」欄に記載してください。</p>
「土地譲渡益等④」欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地譲渡益等がある場合は、次により「土地譲渡益等④」の金額を計算してください。</p> <p>土地譲渡益等④ = 土地の譲渡収入 - (取得費及び譲渡費用)</p> <p>なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。</p> <p>営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合は、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。</p> <p>また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額(圧縮損等)は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。</p> <p>この欄への計上がある場合は、当該所得金額の内訳書を添付してください。</p>

社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	⑤欄 (ア) 欄の金額を移記してください。
	⑥欄	(エ) 欄の金額を移記してください。
課税所得金額の計算	⑦欄	<p>次式により算定して下さい。</p> $\text{⑦欄} = \frac{\text{⑤欄の金額}}{\text{⑥欄の金額}}$ <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。</p> <p>また、算定した⑦欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。</p>
課税所得金額の計算	⑧欄	上記「①-⑦」の金額を記載してください。
	⑨欄	<p>繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。</p> <p>(会社更正等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)</p> <p>繰越欠損金等の控除期間は、法人税の取扱いに準じます。</p>
	⑩欄	上記「⑧-⑨」の金額を記載してください。算定した⑩欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表)」の記載のしかた

「社会保険分の医療収入金額」各欄(ア)	<p>地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を法律ごとに記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者からの収入 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。 2 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。) 3 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、市町村等が支払った金額 <p>なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの及び条例等により医療費のほかに助成・負担されるもの(事務取扱手数料等)は「その他の収入金額」となります。</p> <p>「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書して差し支えありません。</p>
「その他の収入金額」各欄(イ)	<p>当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子等及び配当等の収入は、所得税額を含んだ金額を記載してください。 2 すべての収入金額を記載するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、次ページ4及び5の表を参照してください。 <p>なお、印刷されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。</p>
「その他の事業の収入金額」欄(ウ)	その他の事業の所得金額ではなく、その他の事業の売上又は収入金額を記載してください。
その他の留意事項	<p>法人税別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

4 その他の収入に含まれない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	1 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 2 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1)租税の還付金(還付加算金はその他の収入に含めます。) (例2)償却資産の売却益(ただし、取得価額を超えた部分はその他の収入に含めます。) 3 従業者の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入 (例1)従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2)従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税 (地方消費税を含む)	計上した収入金額に消費税が含まれている場合は、その消費税額(ただし課税事業者に限ります)。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。
益金に計上した消費税の額 ※	還付された消費税額はその他の収入に含みません。 ※税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。

「7 よくあるご質問」(6ページ～)もご参照ください。

5 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点(取扱一覧表)

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)又は(B)欄の○印の項目を計上してください。

(C)欄に該当するものは、計上不要です。なお、(D)欄は、別計算を行います。

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	他の収入に含む (B)	他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○(注1)	○(注2)		
生活保護法に規定する 介護扶助に係る収入	○(注1)	○(注2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険以外分)		
家族療養費	○(注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険以外分)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険以外分)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○(注4)		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ 寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
院内保育の保育料収入			○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ・オムツ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販売手数料		○		
各種補助金・委託料		○	○ (注5)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (注6) (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ (注7) (支払相当額と相殺されたもの 又は圧縮損等により収益反映し ないもの)	
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
償却資産売却益		○ (注8) (取得金額を超える部分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1)介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、「社会保険分の医療収入」は地方税法72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。(①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護 ⑥介護保健施設サービス ⑦指定介護療養施設サービス ⑧介護予防訪問看護 ⑨介護予防訪問リハビリテーション ⑩介護予防居宅療養管理指導 ⑪介護予防通所リハビリテーション ⑫介護予防短期入所療養介護 ⑬介護医療院サービス)

(注2)「他の収入」には、(注1)に掲げるサービス以外(訪問介護等)の収入を計上します。(注1)(注2)の区分について
は、次ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照下さい。

(注3)保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4)特定健康診査・特定保健指導に係る収入も同様の扱いです。

(注5)法人税の所得の算定上、損金算入が認められる補助金等及び特定の経費又は損失を補填するために助成されたものは「他の収入」に含めません。→参考:「7 よくあるご質問」(6ページ~)

(注6)解約・満期返戻金に配当金が含まれている場合は、当該配当金については「他の収入」に含めます。
また、保険料の支払開始時点からの累計額を超える部分の金額は「他の収入」に含めます。

(注7)「支払相当額と相殺されたもの」とは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいい、「他の収入」に含めません。

なお、①損害保険金及び物的損害賠償金の補修費用等実費相当額を超える金額、②休業補償・所得保障等の保険金は、「他の収入」に含めます。

(注8)償却資産売却益とは、当該償却資産の売却金額から取得金額(帳簿価額と減価償却累計額の合計金額)を差し引いた金額(マイナスの場合は除きます。)をいい、当該金額は、「他の収入」に含めます。

6 介護保険法の規定(注1)に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計上区分	
			社会保険分の医療収入	その他の収入
指定居宅サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護 介護予防訪問介護		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリテーション	○	
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護 介護予防通所介護		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 介護予防通所リハビリテーション	○ (注2)	○ (注2)
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 介護予防短期入所老健施設	○ (注2)	○ (注2)
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 介護予防短期入所医療施設	○ (注2)	○ (注2)
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 介護予防短期医療院	○ (注2)	○ (注2)
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 介護予防特定施設生活介護		○
	居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○
	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○
指定施設サービス等	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○ (注2)	○ (注2)
	介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○ (注2)	○ (注2)
	介護医療院サービス	介護医療院	○ (注2)	○ (注2)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護 他	種々		○
その他の サービス	主治医意見書作成料			○
	認定調査費委託料			○

(注1)指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(同法附則第130条の2第1項)

(注2)利用者が全額自己負担する居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。
また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入居者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」です。

7 よくあるご質問

Q1

なぜ、このような計算方法なのですか。

A

医療法人の法人事業税の課税標準である所得については、地方税法第72条の23第2項に「社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、当該社会保険診療に係る経費については損金の額に算入しない。」と規定され、この社会保険診療は同条第3項に列挙されています。同じ医療保健業の経費のうち、社会保険診療に係る経費のみを合理的に区分するのは一般に困難なため、奈良県では簡易な収入按分計算により、「医療保健業の所得」を、「社会保険診療に係る所得」と「それ以外の所得」に分けることとしています。

Q2

償却資産売却益について「その他の収入に含む」とされる「超える部分」の基準となるのは、「簿価」ではなく「取得価額」ですか。

A

「取得価額」（簿価+減価償却累計額）です。

Q3

「その他の収入金額」に含めないとされる「消費税」は、具体的には、どのように計算し、どのように記載するのですか。

A

税込経理を採用している場合（課税事業者に限ります。）は、医療法人等の所得金額の計算書の下段に右側「その他の収入金額」のうちに「消費税額」が含まれている場合があります。その場合、消費税申告書（第二表）の②から⑥の欄に記載した金額に対し、消費税率（地方消費税の税率を含みます。）を掛けて算出した金額に相当する金額を、控除額（△の数字）として「その他の収入金額」欄に記載してください。ただし、その他の収入金額に含めなかつた収入金額に対応する消費税額は控除額としないでください。

Q4

「その他の収入金額」に含む補助金・助成金について教えてください。

A

医療保健業に対する業務の対価として支払われた委託料、協力金、謝金などの内容であるものは、「その他の収入金額」に含めます。
特定の経費又は損失を補填するために助成されたもの（例：施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金等）は、「その他の収入金額」に含めません。
(対応する経費又は損失が特定できず、明確でないものは「その他の収入金額」に含めます)

Q5

「その他の収入金額」に含めない補助金・助成金について具体的に教えてください。

A

特定の経費または損失を補填するために支払われたものをいいます。具体的には、補助金交付要綱等において、補助対象経費が明記されている場合や、「○○に要する費用以外の費用に充ててはならない」等の記載がある場合を指します。

Q6

光熱費高騰対策関連の補助金は、「その他の収入金額」に含めますか。

A

補助金の要綱等において、特定の経費を補填する旨が明記されている場合は「その他の収入金額」には含めません。

例：「補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。」

Q7

新型コロナウイルス関連の補助金は、「その他の収入金額」に含めますか。

A

補助金の要綱等において、特定の経費を補填する旨が明記されている場合は「その他の収入金額」には含めません。

Q8

「介護職員処遇改善補助金」は、「その他の収入金額」に含めますか。

A

特定の経費を補填するために助成される補助金であるため、「その他の収入金額」には含めません。
なお、介護報酬に上乗せされる「介護職員処遇改善加算」分については補助金等ではないため、「介護保険収入」と同じ扱いです。

Q9

生命保険金・損害保険金は、「その他の収入金額」に含めますか。

A

支払相当額と相殺された金額または圧縮損等により収益反映しない金額を除き、「その他の収入金額」に含めます。

Q10

租税の還付金・還付加算金は「その他の収入金額」に含めますか。

A

租税の還付金：「その他の収入金額」に含めません。

還付加算金：受取利子的性質を持つため、「その他の収入金額」に含めます。

Q11

医療法人等にかかる所得金額の計算書の「⑦社会保険分の所得金額」に記載する所得金額に1円未満の端数があるときはどのように処理をしますか。

A

この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数はあるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）してください。